郷土記念物の指定解除について

１ 名　　称	郷土記念物 「大村寺のクロマツ」
２ 位　　置	吉備中央町大字上竹字ヤクシマへ５５８３－１
３ 解 除 理 由	吉備中央町（旧賀陽町）からの申出により、平成 12 年３月、郷土記念物に指定され、檀家の住民によって大切に保護されてきた。 以前から樹木医による診断・指導を受けており、十数年前から毎年松枯れ防除と活性剤の注入を行っていたが、令和６年９月初めに枯れ始めた。当初、樹木医により水不足が指摘されたため、水を与えたが効果はなく、その後活性剤の注入や薬剤散布を行ったが、枯れの進行を止めることはできなかった。 倒木、落枝による人身被害が危惧されることから、所有者である大村寺から伐採の要望があり、令和７年６月 27 日付けで吉備中央町から指定解除申出書が提出されたため、指定の解除を行うものである。
４ 根 拠 条 項	岡山県自然保護条例第１８条第２項
５ 樹木の概要	平成 12 年の指定当時、推定樹齢 350 年、樹高 27m、目通り周囲 4.5mで、県下のクロマツの中では樹高は１番目、目通り周囲３番目と有数の規模を誇った。 このクロマツを後世に残すため、クローン技術で増やした苗木を今年３月に住職や檀家の住民らで寺に植樹しており、今後、樹勢が衰えている親木の後継として成長を見守っていくこととしている。

郷土記念物指定解除申出書

令和７年６月２７日

岡山県知事　伊原木 隆太　殿

吉備中央町長　山本　雅則

平成１２年３月２４日付けで指定のあった郷土記念物について、次のとおり指定の解除を申し出ます。

名　　称	郷土記念物「大村寺のクロマツ」
指定年月日	平成１２年３月２４日
位　　置	吉備中央町大字上竹字ヤクシマへ５５８３－１
所有者(管理人)の住所及び氏名	加賀郡吉備中央町上竹 5600 宗教法人　大村寺
申出の理由	（枯損時期、状況とその理由など） 本件については、枯れる以前から樹木医２名による診断・防除方針の指導を受けており、十数年前から毎年６月初めに松枯れ防除（ドローンで薬剤散布)、３月に活性剤を注入している。 令和６年９月初めに枯れ始め、翌年１月末には枯れが激しくなった。 当初、樹木医により水不足が指摘されたため、水を与えたが、効果は無かった。続けて、９月中に活性剤の注入、ドローンでの薬剤散布（松枯れ防除)、地上からの薬剤散布（ダニ対策）を行い、１２月も活性剤を注入したが、枯れの進行を止めることはできなかった。 樹木医によると、高温障害で樹勢が弱ったところに松くい虫被害が発生し、枯れたのではないかとのこと。
摘　　要	

【指定当時】

【現況写真】

R7.3.7 撮影

R7.7.25 撮影

○ 岡 山 県 自 然 保 護 条 例 （抄）

昭和４６年１２月２１日
岡山県条例第６３号

（県自然環境保全地域の指定）

第１４条

３　知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第１項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についてもその意見を聴かなければならない。

７　知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

８　自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

（郷土記念物の指定）

第１８条　知事は、保護のため必要があると認めるとき又は市町村からの申出があつたときは、樹木及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）であつて、県民に親しまれているもの又は由緒のあるものを郷土記念物として指定することができる。

２　第１４条第３項前段の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、同条第４項から第６項までの規定は郷土記念物の指定について、同条第７項及び第８項の規定は郷土記念物の指定及び指定の解除について、それぞれ準用する。